

○十和田地域広域事務組合指定ごみ袋の規格等に関する要綱

平成 12 年 4 月 1 日

訓令第 4 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、十和田地域広域事務組合構成市町村(以下「市町村」という。)のごみ袋の規格等を統一し、ごみ処理の効率化を図り、もって市町村のごみの減量、分別及び適正処理に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、指定ごみ袋とは第 3 条に規定する規格に適合し、かつ、十和田地域広域事務組合管理者(以下「管理者」という。)が認定したごみ袋をいう。

(規格)

第 3 条 指定ごみ袋は別表第 1 に掲げる規格のものとする。

(申請)

第 4 条 指定ごみ袋を製造しようとする者(以下「申請者」という。)は、指定ごみ袋認定申請書(様式第 1 号)により管理者に申請しなければならない。

2 前項の指定ごみ袋認定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者が法人である場合には、定款及び登記簿の謄本
- (2) 申請者が個人である場合には、履歴書及び住民票の写し
- (3) 検査結果報告書(第 3 条に規定する寸法及び引張強度(JIS 規格)について公的機関、又はこれに準ずる機関が検査し、発行したもの。)
- (4) その他管理者が必要と認める書類

(認定)

第 5 条 管理者は、第 4 条の申請があった場合、内容を審査のうえ規格に適合すると認めるときは、その旨の認定を行うものとする。

2 前項に規定による認定の有効期限は 2 年とし、指定ごみ袋認定更新申請書(様式第 2 号)により更新を受けなければその効力を失うものとする。

(認定書の交付)

第 6 条 管理者は、第 5 条の規定による認定を行った場合には認定番号を付して、申請のあった日から 14 日以内に、申請者に対し認定書(様式第 3 号)を交付するものとする。

(表示)

第 7 条 第 6 条の規定により認定書の交付を受けた者は、当該製品及び当該製品の包装に、管理者が認定した製品である旨の表示(別表第 2)をするものとする。なお、当該表示の内容を販売前に管理者に提出しなければならない。

(認定の取消し)

第 8 条 管理者は、第 6 条の規定により認定書の交付を受けた者が、この要綱に違反し、又は管理者の指示に従わない場合は当該認定を取り消すことができる。

2 管理者は、第 4 条第 1 項の規定により認定を受けた者が、正当な理由がなくして 1 年以内にその製造を開始せず、又は引き続き 1 年以上製造を休止したときは、その認定を取り消すことができる。

3 前2項により認定を取り消された者は、直ちに当該認定書を管理者に返還しなければならない。  
(改善等の指導)

第9条 管理者は、第3条に規定する規格に適合しないと認められる製品があったときは、その申請者に対し改善等の指導をするものとする。

(市町村への通知)

第10条 管理者は、この要綱に基づき認定又は取り消しを行った場合は、速やかに関係市町村の長へ通知しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。

附則(平成16年訓令第9号)

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附則(平成16年訓令第14号)

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

附則(平成17年訓令第13号)

この要綱は、平成18年3月1日から施行する。

附則(平成31年訓令第2号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則(令和3年訓令第1号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

（令3訓令1・全改）

認定ごみ袋の規格

品名	規格(JIS規格)			材質 (JIS規格)	枚数	色	引張強度	その他
	幅 (mm)	長さ (mm)	厚さ (mm)					
燃えるごみ用 (大)	650	800	0.04	低密度ポリエチレン製	20	半透明(顔料：ホワイト0.5%)	横方向11.8MPa (120kg/cm <sup>2</sup> )以上 縦方向11.8MPa (120kg/cm <sup>2</sup> )以上	
燃えるごみ用 (小)	500	700	0.03	低密度ポリエチレン製	20	半透明(顔料：ホワイト0.5%)	横方向11.8MPa (120kg/cm <sup>2</sup> )以上 縦方向11.8MPa (120kg/cm <sup>2</sup> )以上	
燃えるごみ用 (特小)	450	550	0.03	低密度ポリエチレン製	20	半透明(顔料：ホワイト0.5%)	横方向11.8MPa (120kg/cm <sup>2</sup> )以上 縦方向11.8MPa (120kg/cm <sup>2</sup> )以上	
燃えないごみ用(大)	650	800	0.04	低密度ポリエチレン製	20	無色透明	横方向11.8MPa (120kg/cm <sup>2</sup> )以上 縦方向11.8MPa (120kg/cm <sup>2</sup> )以上	上部左端へ視覚障害者識別用穴 1ヵ所 (直径約10mm)
燃えないごみ用(小)	500	700	0.03	低密度ポリエチレン製	20	無色透明	横方向11.8MPa (120kg/cm <sup>2</sup> )以上 縦方向11.8MPa (120kg/cm <sup>2</sup> )以上	上部左端へ視覚障害者識別用穴 1ヵ所 (直径約10mm)
燃えないごみ用(特小)	450	550	0.03	低密度ポリエチレン製	20	無色透明	横方向11.8MPa (120kg/cm <sup>2</sup> )以上 縦方向11.8MPa (120kg/cm <sup>2</sup> )以上	上部左端へ視覚障害者識別用穴 1ヵ所 (直径約10mm)
資源ごみ用 (大)	650	800	0.04	低密度ポリエチレン製	20	無色透明	横方向11.8MPa (120kg/cm <sup>2</sup> )以上 縦方向11.8MPa (120kg/cm <sup>2</sup> )以上	
資源ごみ用 (小)	500	700	0.03	低密度ポリエチレン製	20	無色透明	横方向11.8MPa (120kg/cm <sup>2</sup> )以上 縦方向11.8MPa (120kg/cm <sup>2</sup> )以上	
資源ごみ用(特小)	450	550	0.03	低密度ポリエチレン製	20	無色透明	横方向11.8MPa (120kg/cm <sup>2</sup> )以上 縦方向11.8MPa (120kg/cm <sup>2</sup> )以上	

別表第2（第7条関係）

1 認定燃えるごみ袋（大・小・特小）表示事項

およその文字の寸法（単位：mm）

◎燃えないごみは入れないでください。 ◎ごみはそれぞれの市町村の収集場所に出してください。 ◎ごみは指定された曜日の朝の8時までに出してください。 ◎口はしっかりと結んでください。 ◎生ごみは水をよくきってから出してください。 堆肥化するなど生ごみの減量にご協力ください。 ◎事業所（飲食店、商店、会社など）のごみは出さないでください。 ◎自分のごみは最後まで責任を持ちましょう。 ◎町内名、氏名を記入しましょう。		大 14×14 小 10×10 特小 7×7
認定第 号		大 80 小 80 特小 72
80	町内名 氏名	大 20×20 小 17×17 特小 14×14
400		大 14×14 小 14×14 特小 13×13
燃えるごみ		大 400 小 400 特小 360
燃えるごみ		大 90×90 小 80×80 特小 60×60
十和田地域広域事務組合		大 30×30 小 20×20 特小 13×13
十和田市・六戸町・おいらせ町 五戸町・新郷村		

文字指定 色：赤 字体：丸ゴシック 燃えるごみ字体：太丸ゴシック

指定袋は外装袋から1枚ごとに取り出せる形態とし、町内名及び氏名欄の表示に折り目がかからないよう工夫すること。

## 2 認定燃えないごみ袋（大・小・特小）表示事項

およその文字の寸法（単位：mm）

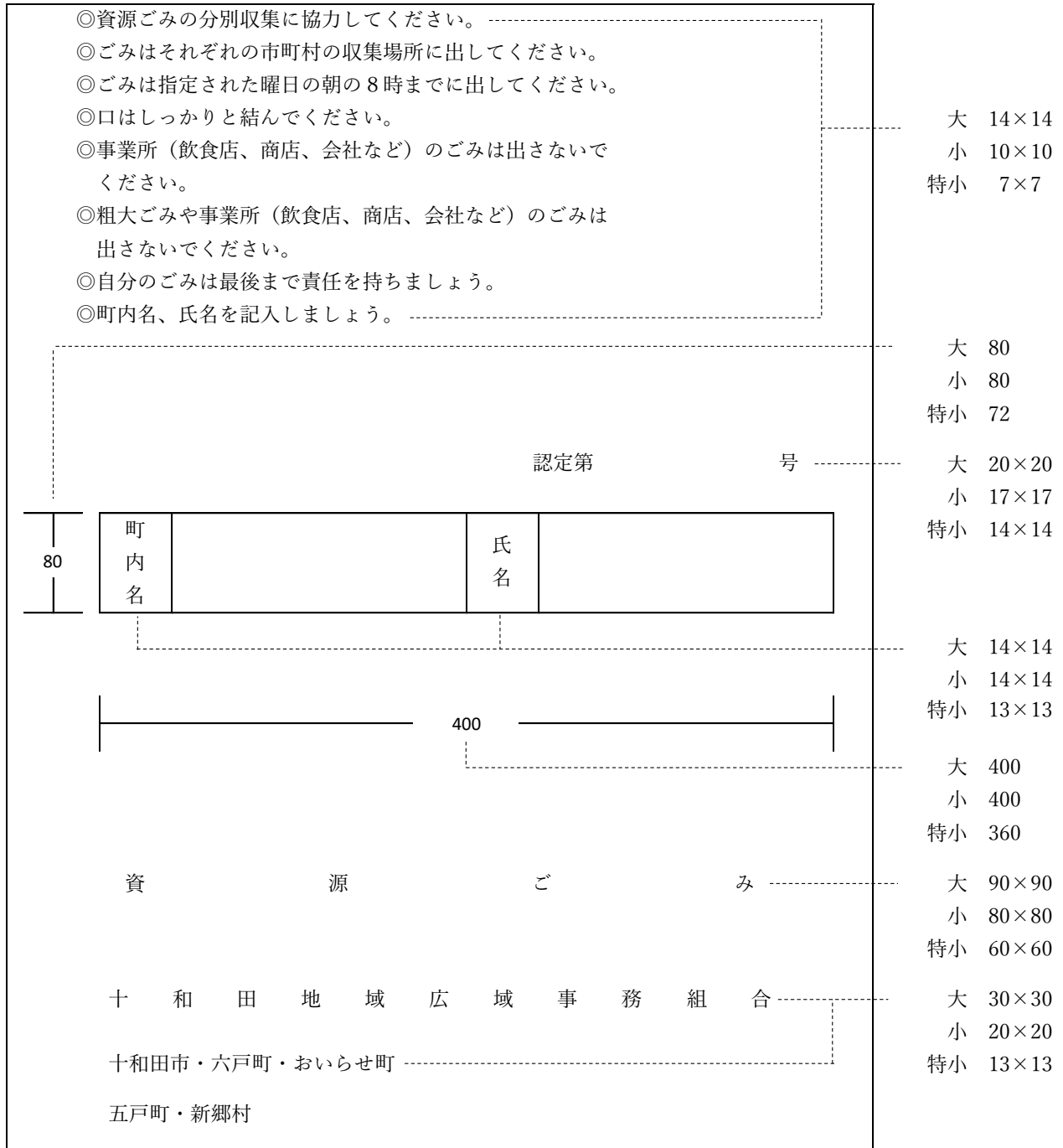
◎燃えるごみは入れないでください。----- ◎ごみはそれぞれの市町村の収集場所に出してください。 ◎ごみは指定された曜日の朝の8時までに出してください。 ◎口はしっかりと結んでください。 ◎空きカン・空きビン・新聞・紙パックなどは集団回収か 資源回収業者に出してリサイクルを進めましょう。 ◎粗大ごみや事業所（飲食店、商店、会社など）のごみは 出さないでください。 ◎自分のごみは最後まで責任を持ちましょう。 ◎町内名、氏名を記入しましょう。-----		大 14×14 小 10×10 特小 7×7				
----- -----		大 80 小 80 特小 72				
認定第 号		大 20×20 小 17×17 特小 14×14				
80	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">町 内 名</td> <td style="width: 35%;"></td> <td style="width: 15%;">氏 名</td> <td style="width: 35%;"></td> </tr> </table>	町 内 名		氏 名		大 14×14 小 14×14 特小 13×13
町 内 名		氏 名				
-----		大 400 小 400 特小 360				
燃 え な い ご み		大 90×90 小 80×80 特小 60×60				
十 和 田 地 域 広 域 事 務 組 合		大 30×30 小 20×20 特小 13×13				
十和田市・六戸町・おいらせ町 五戸町・新郷村						

文字指定 色：青 字体：丸ゴシック 燃えるごみ字体：太丸ゴシック

指定袋は外装袋から1枚ごとに取り出せる形態とし、町内名及び氏名欄の表示に折り目がかからないよう工夫すること。

### 3 認定資源ごみ袋（大・小・特小）表示事項

おおよその文字の寸法（単位：mm）



文字指定 色：緑 字体：丸ゴシック 燃えるごみ字体：太丸ゴシック

指定袋は外装袋から1枚ごとに取り出せる形態とし、町内名及び氏名欄の表示に折り目がかからないよう工夫すること。

様式第1号（第4条関係）  
（令3訓令1・全改）

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

十和田地域広域事務組合

管理者 様

住 所

申請者

氏 名

指定ごみ袋認定申請書

下記の袋は、十和田地域広域事務組合が示す規格に適合しているものであることの認定を受けたいので、関係書類及び見本を添えて申請します。

記

1 規格

品 名	規格（JIS規格）			材質 〔 J I S 規 格 〕	枚数	色
	幅	長さ	厚さ			
燃えるごみ用（大）	mm 650	mm 800	mm 0.04	低密度 ポリエチ レン製	20	半透明 〔顔料：ホワ イト0.5%〕
燃えるごみ用（小）	500	700	0.03	低密度 ポリエチ レン製	20	半透明 〔顔料：ホワ イト0.5%〕
燃えるごみ用（特 小）	450	550	0.03	低密度 ポリエチ レン製	20	半透明 〔顔料：ホワ イト0.5%〕
燃えないごみ用（大）	650	800	0.04	低密度 ポリエチ レン製	20	無色透明
燃えないごみ用（小）	500	700	0.03	低密度 ポリエチ レン製	20	無色透明
燃えないごみ用（特 小）	450	550	0.03	低密度 ポリエチ レン製	20	無色透明
資源ごみ用（大）	650	800	0.04	低密度 ポリエチ レン製	20	無色透明
資源ごみ用（小）	500	700	0.03	低密度 ポリエチ レン製	20	無色透明
資源ごみ用（特 小）	450	550	0.03	低密度 ポリエチ レン製	20	無色透明

2 見本

別添のとおり

様式第2号（第5条関係）  
（令3訓令1・全改）

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

十和田地域広域事務組合

管理者 様

住所  
申請者 氏名

指定ごみ袋認定更新申請書

年 月 日付け認定第 号で認定を受けた下記について、認定の更新を受けたいので申請します。

記

1 規格

品名	規格（JIS規格）			材質 〔 J I S 規 格 〕	枚数	色
	幅	長さ	厚さ			
燃えるごみ用（大）	mm 650	mm 800	mm 0.04	低密度 ポリエチ レン製	20	半透明 （顔料：ホワイ ト 0.5%）
燃えるごみ用（小）	500	700	0.03	低密度 ポリエチ レン製	20	半透明 （顔料：ホワイ ト 0.5%）
燃えるごみ用（特 小）	450	550	0.03	低密度 ポリエチ レン製	20	半透明 （顔料：ホワイ ト 0.5%）
燃えないごみ用（大）	650	800	0.04	低密度 ポリエチ レン製	20	無色透明
燃えないごみ用（小）	500	700	0.03	低密度 ポリエチ レン製	20	無色透明
燃えないごみ用（特 小）	450	550	0.03	低密度 ポリエチ レン製	20	無色透明
資源ごみ用（大）	650	800	0.04	低密度 ポリエチ レン製	20	無色透明
資源ごみ用（小）	500	700	0.03	低密度 ポリエチ レン製	20	無色透明
資源ごみ用（特 小）	450	550	0.03	低密度 ポリエチ レン製	20	無色透明



様式第3号(第6条関係)

様式第3号(第6条関係)

年 月 日

様

十和田地域広域事務組合  
管理者

認 定 書

年 月 日付けで申請のあったごみ袋は、十和田地域広域事務組合が示す規格等に適合しているのので下記のとおり認定します。

記

1 認定年月日 年 月 日

2 認定番号 認定第 号

3 認定規格 認定申請書の記載内容とする。

4 その他

- ① 指定袋が規格等に適合しないと認めるときは、改善等の指示をします。
- ② 「十和田地域広域事務組合指定ごみ袋の規格等に関する要綱」に違反のあったときは、認定を取り消すことがあります。